

令和6年度宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業
(子供・女性への暴力防止に関するアドバイス)
業務委託に係る企画提案競技実施要領

生活・協働・男女参画課

1 事業の目的

自治会・学校・企業等の団体・組織に専門的な知識と経験を持つアドバイザーを派遣し、児童虐待・DV事案など子供・女性に対する暴力及び女性を対象とした性犯罪・性暴力の未然防止に関するアドバイス等を行うことで、犯罪に強く安全かつ安心して暮らせる地域を目指すことを目的とします。

2 事業の概要

派遣の申込みを受理後、申込み団体と日程調整を行った上で実施していただきます。

(1) 派遣内容

- ・ 子供・女性に対する暴力の未然防止に関する相談、講話、指導、助言
- ・ 女性に対する性犯罪・性暴力の未然防止に関する相談、講話、指導、助言
- ・ その他上記事項に関連のある問題に関する相談、講話、指導、助言

(2) 派遣回数

県内 15回

(派遣地域の指定は特にありませんが、派遣先団体等を選定する際は、地域や年齢層のバランスを考慮するとともに、可能な限り、新規団体等を優先してください。)

(3) 派遣実施報告

毎月、県に派遣先、日時、派遣者名、内容、受講者数等記載の報告書を提出していただくとともに、年度末にはアドバイザー派遣事業に係る成果報告書及び収支決算書を提出していただきます。

※ 詳細な事業内容や事業全体の流れについては、業務委託仕様書、別紙1(派遣の流れ)を参照してください。

3 委託法人数

1法人

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月15日まで

5 委託料

394,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

※ 委託料は、精算払とします。

但し、委託業務の円滑な運営が困難と認められる場合は、概算払いとします。

6 企画提案競技参加資格要件

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 県内に事業所又は事務所を有する法人格を有する団体であること
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とした法人でないこと
- (3) 暴力団でないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）の滞納がないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (7) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (8) 法令違反等による処分が継続していないこと

7 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 実施公告 | 令和6年4月5日（金） |
| (2) 説明会 | 令和6年4月15日（月） |
| (3) 企画書等提出期限 | 令和6年4月22日（月） |
| (4) 審査結果通知 | 令和6年5月1日（水） |

8 企画提案競技の方法

- (1) 説明会の開催

企画提案競技に参加を希望される方を対象に本事業の内容等に関する説明会を開催する予定です。

開催日時・場所については以下のとおりです。

- ① 開催日時 令和6年4月15日（月） 午前10時～（約1時間程度）
- ② 開催場所 宮崎市橋通東2丁目10番1号 県庁本館3階総合政策部会議室

- (2) 企画書等の提出

- ① 提出書類等

参加申込書（別紙2）に必要事項を記載し、次の書類を添付の上、提出してください。

ア 企画書（様式自由、内容を具体的に記載してください。）

- イ 業務従事者動員計画及び担当者経験一覧 ～3部
(派遣の事前調整及び派遣従事者を具体的に記載してください。)
- ウ 業務実績一覧 ～3部
本事業の目的や概要に関連するものであれば、分野は問いません。
過去2年の実績の報告とします。
上記業務における成果を確認できる資料も添付してください。
- エ 団体の概要がわかる資料(会社パンフレット代用可) ～3部
- オ 費用見積書 ～1部
費用内訳を記載してください。
- ・ 金額～税込み
 - ・ 宛名～宮崎県知事 河野 俊嗣
 - ・ 業務内容～令和6年度安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業委託業務
- カ 納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く) ～1部
- キ 暴力団排除に関する誓約書(別紙3) ～1部

② 提出期限等

ア 令和6年4月22日(月) 午後5時(必着)

イ 提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1

宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課

消費・安全担当(担当者 梶)

電話(直通): 0985-26-7054

ウ 提出方法

持参又は郵送

(3) 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、次の各項目の順位点の合計得点が最も高かった応募者を受託者として決定します。

(審査基準)

① 企画内容

事業の目的に沿った犯罪抑止効果が期待できるか。

② 事業遂行体制

派遣や実績報告など、事業実施に十分に対応出来る体制になっているか。

③ 業務実績

派遣内容に関する十分な業務実績と豊富な知識等を有しているか。

④ 費用見積

事業を実施するにあたり、不要な経費を計上していないか。

また、単価設定は妥当か。

(4) 審査結果の通知

採択・不採択にかかわらず通知します。

9 契約について

契約の候補団体と宮崎県との委託契約について、事前に双方の意思確認を行います。

10 事業報告

事業終了後、速やかに活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出していただきます。

11 その他

(1) 企画提案競技に関する質問・問い合わせは、下記連絡先まで電話、ファクシミリ又は電子メールにてお願いします。

(連絡先)

- ・ 担当 宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課 消費・安全担当 梶
- ・ 電話（直通） 0985-26-7054
- ・ F A X 0985-20-2221
- ・ 電子メール seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

※ いただいた質問のうち、全ての応募者に周知の必要があると判断されるものについては、県庁ホームページ等でお知らせします。

- (2) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とします。
- (3) 提出書類については返却しませんので、注意してください。
- (4) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとします。